

『新基本法コンメンタール 債権 1』

第 1 刷 訂正表

※以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

108 頁 左段 上から 32 行目～34 行目 (第 424 条)

【誤】

取戻請求は、改正前の判例法を踏襲し、原則は財産返還請求により (426 の 6①本文・②本文)、例外的に財産返還が困難な場合に価額償還請求ができる (424 の 6①ただし書・②ただし書) と明記された。

【正】

取戻請求は、改正前の判例法を踏襲し、原則は財産返還請求により (424 の 6①前段・②前段)、例外的に財産返還が困難な場合に価額償還請求ができる (424 の 6①後段・②後段) と明記された。